

(1) 長野県動物愛護管理推進計画の令和5年度進捗状況(9月末現在)

ア 数値目標の進捗状況(中核市を含む)

犬・猫の引取頭数

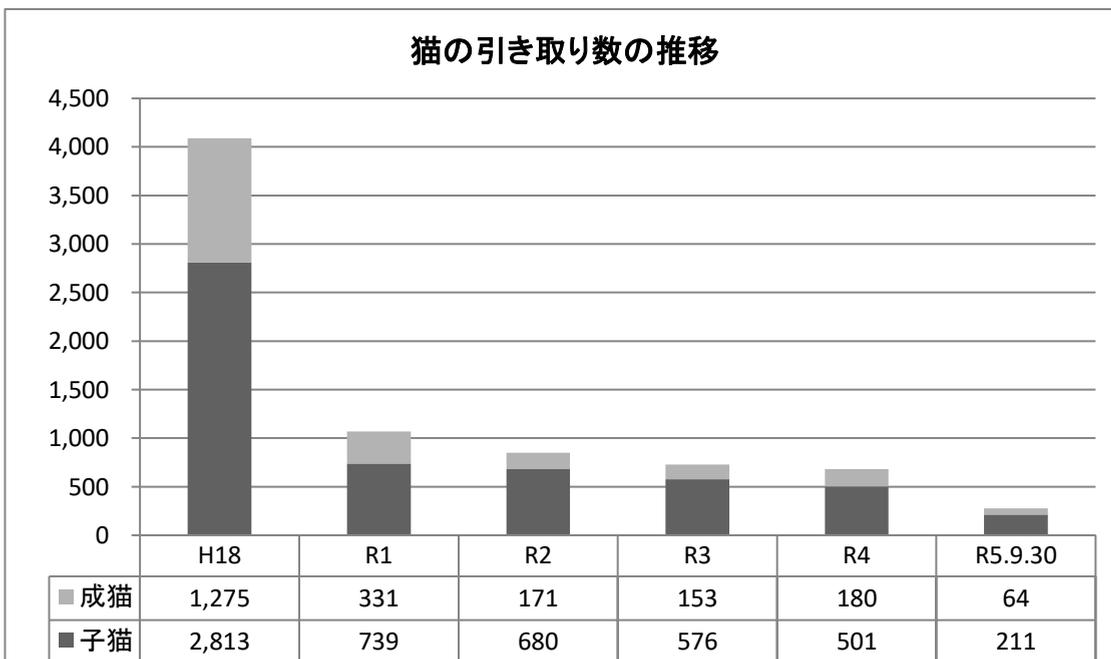
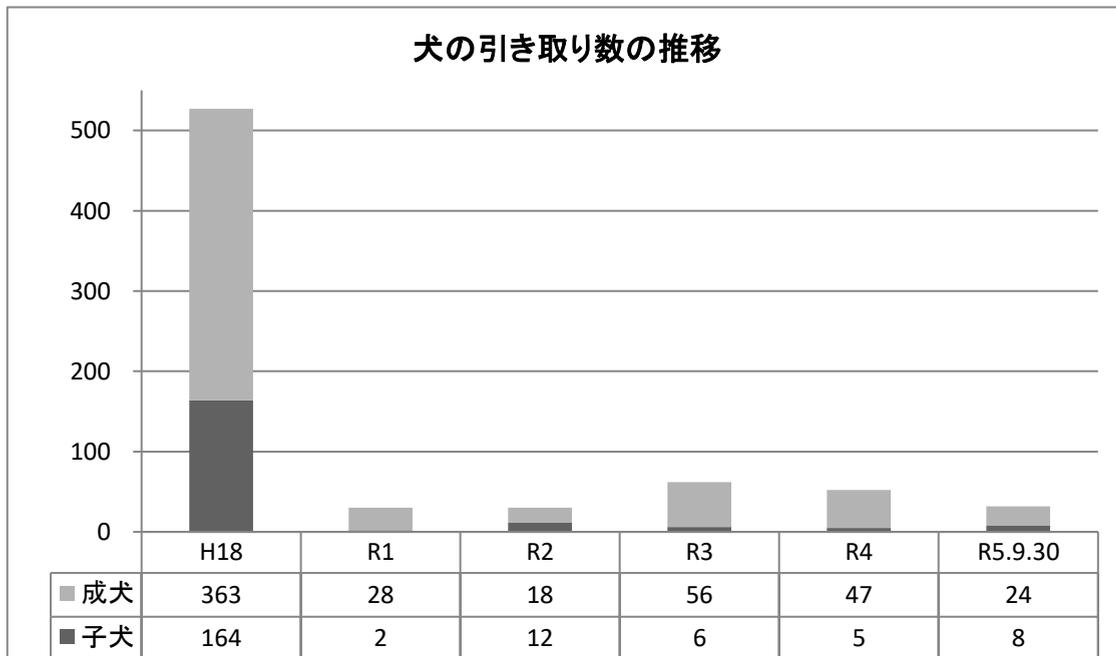
()内は飼養者不明頭数

【参考】引取拒否数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和5年9月末	令和12年度 (目標)
子犬	164	12	8	30
成犬	363	18	24	
計	527	30	32	
子猫	2,813	680	211(127)	800
成猫	1,275	171	64 (8)	
計	4,088	851	275(135)	

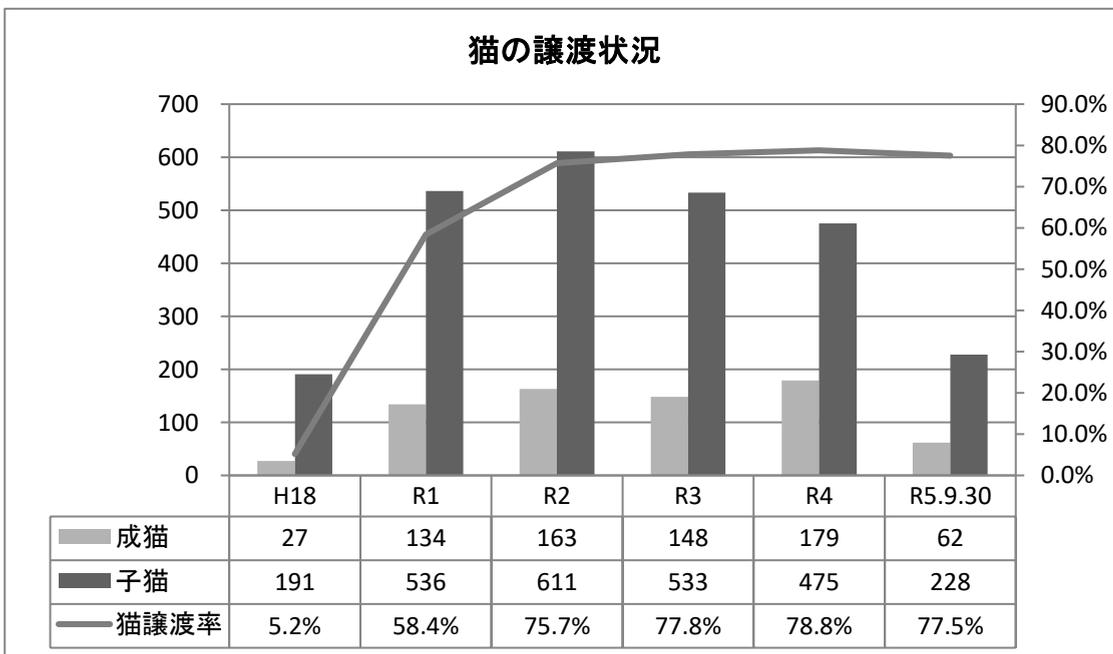
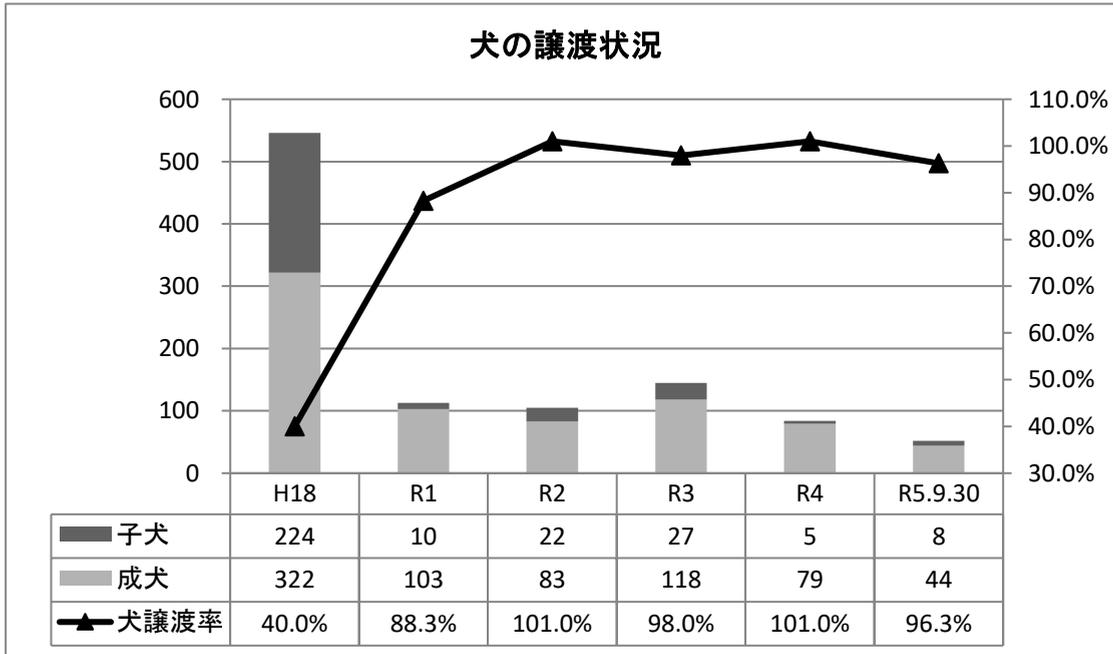
		平成25年度	令和4年度
犬	説諭	63	63
	拒否	0	1
猫	説諭	71	189
	拒否	0	2

説諭数: 説得、助言により引取りを考え直させた、譲渡を促した件



犬・猫の譲渡頭数、譲渡率

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和5年9月末	令和12年度 (目標)
犬譲渡頭数	546	105	52	
犬譲渡率	40.0%	101.0%	96.3%	90%
猫譲渡頭数	218	774	290	
猫譲渡率	5.2%	75.7%	77.5%	60%

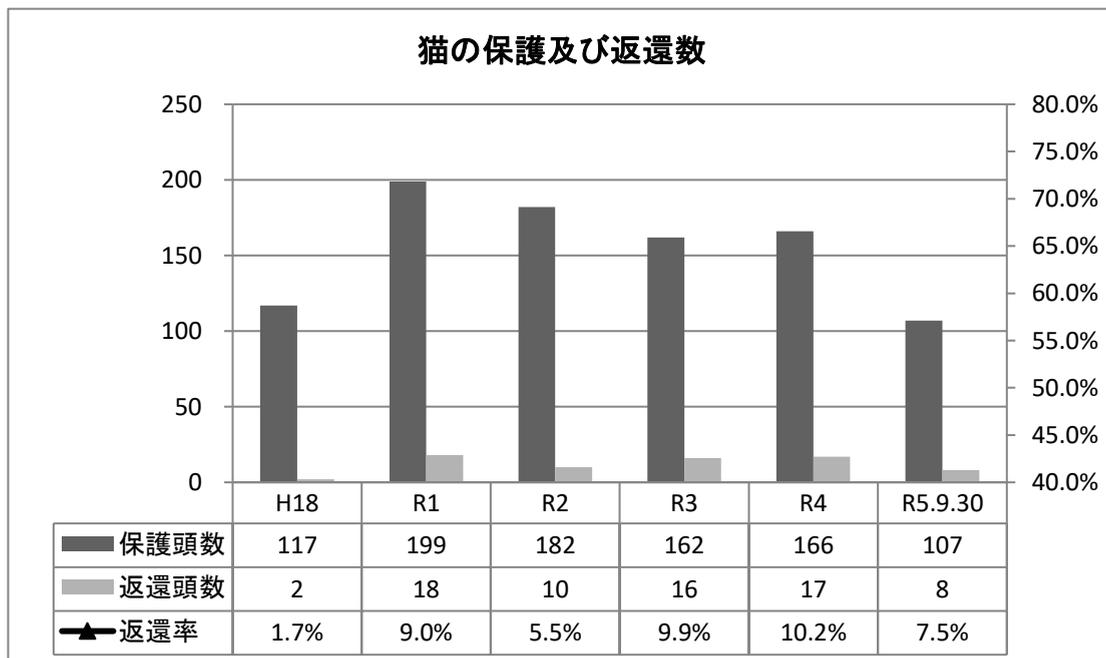
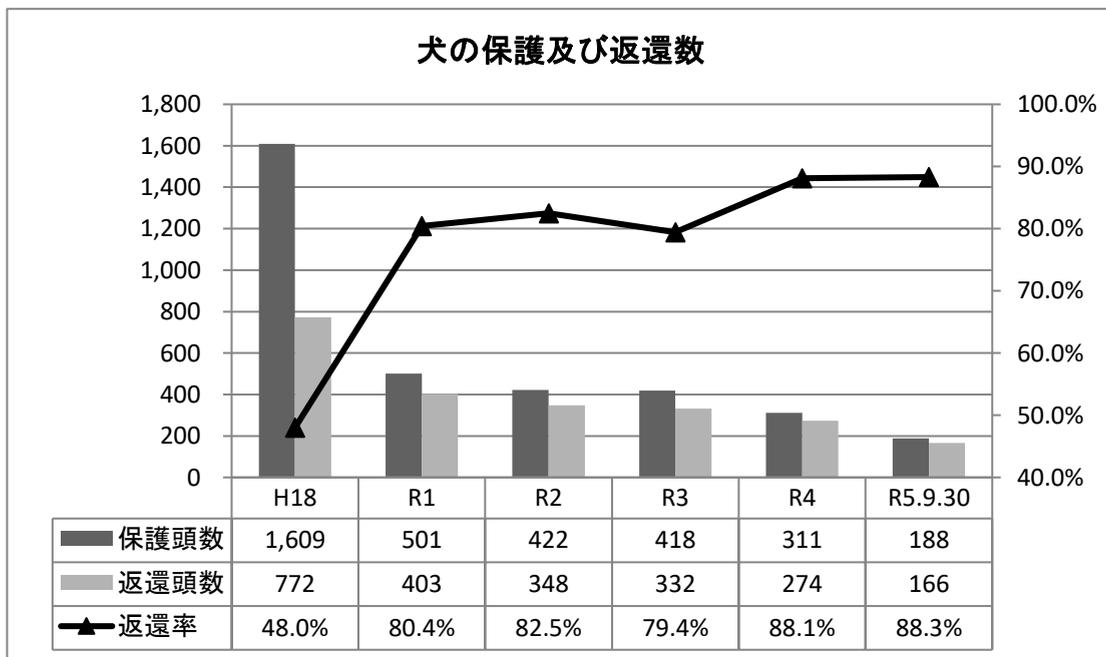


※譲渡率 = (譲渡頭数 / (引取頭数 + (保護頭数 - 返還頭数))) × 100

犬・猫の保護及び返還頭数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和5年9月末	令和12年度 (目標)
犬保護頭数	1,609	422	188	/
犬返還頭数	772	348	166	
犬返還率	48.0%	82.5%	88.3%	
猫保護頭数	117	182	107	/
猫返還頭数	2	10	8	
猫返還率	1.7%	5.5%	7.5%	

返還率 = (返還頭数 / 保護頭数) × 100

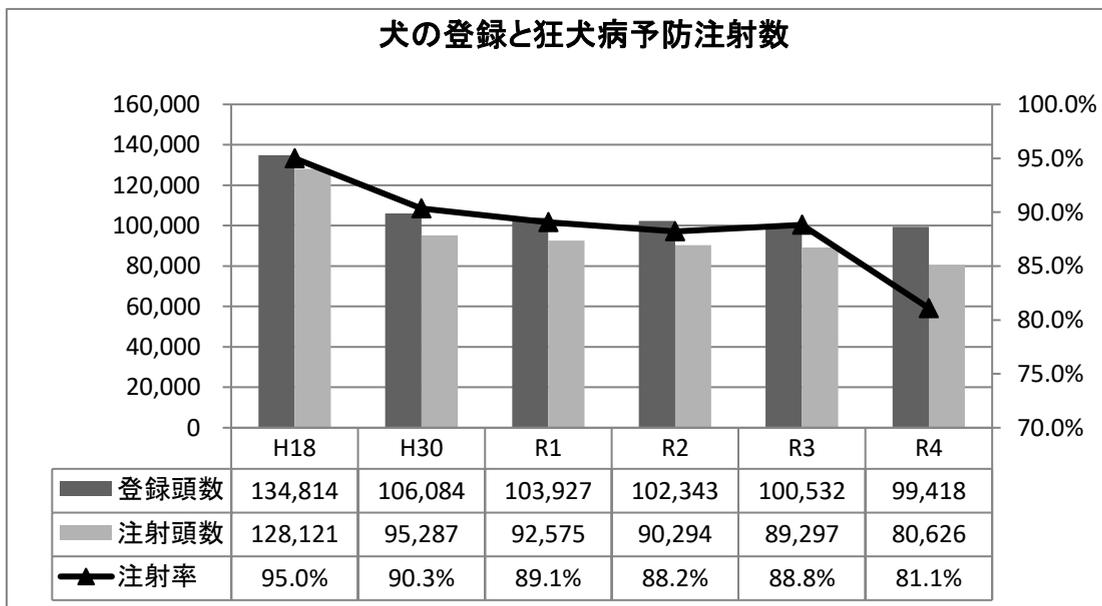


犬の登録及び狂犬病予防注射頭数

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和4年度	令和12年度 (目標)
登録頭数	134,814	102,343	99,418	
注射頭数	128,121	90,294	80,626	
注射率	95.0%	88.2%	81.1%	97%

注射率=(注射頭数/登録頭数)×100

犬の登録と狂犬病予防注射数

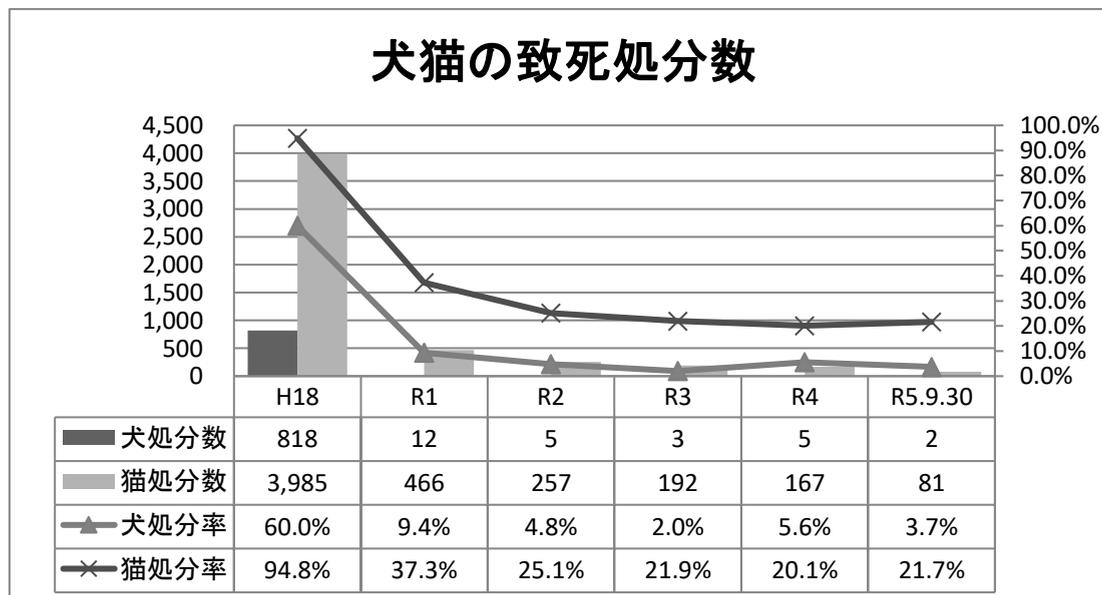


犬・猫の致死処分頭数

令和2年度から殺処分の定義変更

	平成18年度 (参考)	令和2年度 (基準)	令和5年9月末	令和12年度 (目標)
犬	818	0	2	5
猫	3,985	64	81	50
計	4,803	64	83	

犬猫の致死処分数



※処分率=(致死処分頭数/(引取頭数+(保護頭数-返還頭数)))×100

イ 長野県動物愛護推進計画に基づき実施中の項目（令和5年度）

重点施策1 猫への対策

- 猫の飼い方教室等の開催（地域猫活動の啓発含む）
 - ・ 県愛護センターにおける猫の飼い方教室
 - ・ 県愛護センター公開講座「猫について学ぼう」（R5.5.28）
「猫に対するお困りごと」（R6.2.25 予定）
 - ・ 松本市保健所主催 講演会「地域の猫問題を解決するために～人と猫が共生し快適に暮らせる松本市をめざして～」（R6.1.29）
 - ・ 長野市保健所主催 「地域猫活動セミナー」（R6.2.3 予定）
 - ・ 上田保健所主催「人と猫の問題について考えるフォーラム」（R6.2.18 予定）
 - ・ 県内保健所「猫の飼い方教室」の実施
- 地域猫活動推進事業
 - ・ 避妊去勢手術実施 県愛護センター及び長野県獣医師会
- 県内における犬猫の避妊去勢手術等の助成金（中核市、市町村等）

重点施策2 多頭飼育問題への対策

- 関係団体や団体、ボランティア等との相互理解・情報共有
 - ・ 長野県社会福祉協議会主催「長野県まちづくりフォーラム2023」（R5.12.10 県福祉大学校）
 - ・ 東信地区における多機関多職種連携連絡会議の開催
関係機関（県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、動物愛護団体、動物病院、市生活環境課、上田保健福祉事務所、県動物愛護センター）による、定期的な会議及び対応

重点施策3 災害対策

- ペットの災害対策研修会
 - ・ 県民対象（ハローアニマル公開講座）（R5.6.25 県動物愛護センター）
 - ・ 県・市町村担当・危機管理担当対象（R5.9.25 長野市内） 県・長野市・松本市主催
 - ・ 県・市町村担当・危機管理担当対象（R6.2.9 伊那市内開催予定） 県主催
 - ・ 市町村担当・獣医師会・動物関係者対象（R5.11.12 松本市内）
獣医師会・飼犬対策協議会主催
 - ・ 市町村担当・獣医師会・動物愛護会会員対象（R6.2.29 須坂市内開催予定）
獣医師会・飼犬対策協議会主催
- 松本市ペットと過ごす避難所開設運営訓練（R5.10.23）
- 防災訓練における同行避難訓練
 - ・ 須坂市総合防災訓練（R5.8.27） ・ 松本市総合防災訓練（R5.8.27）
- 令和6年能登半島地震に係るペット相談支援について（R6.1.18）

- ・県内に避難した方を対象としたペットの一時預かりや相談、物資貸し出し等の支援窓口の設置

重点施策 4 動物取扱業者への対応

- 監視指導計画
 - ・監視指導計画に基づいた立入検査
- 保健所等の動物愛護管理担当職員を対象とした技術研修会の開催（全2回実施予定）
- 環境省動物虐待等事案対応強化研修会
 - ・技術的支援・スキルアップ研修（動物愛護管理担当職員対象：R5.11.15-16）
 - ・多機関連携調整会議（勉強会）（R6.1.19）
- 動物取扱責任者研修会の実施
 - ・県内9会場11保健所で実施
 - ・大動物を取り扱う事業所及び1年以内に新規に登録した事業所の動物取扱責任者が対象
 - ・受講対象の動物取扱責任者全員が受講するよう不利益処分等実施要領に沿った実施方法に変更し、対象者全員が受講した。

重点施策 5 動物介在活動の推進

- アニマルセラピーの実施
 - ・県愛護センターによる社会福祉施設、病院等へのふれあい訪問
- 地域独自で動物介在活動を行える基盤づくり
 - ・おでかけこどもサポート（動物のふれあい体験、県内5か所）
- 県愛護センターにおけるこどもサポート事業の実施
 - ・こどもサポート
 - ・みんなラポール

継続的施策 1 犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少

- 犬のしつけ方教室の実施
 - ・県愛護センター・県内保健所（共催含む）
- 動物の譲渡または、譲渡会の実施
 - ・県愛護センター・県内保健所（長野市含む）
保健所のみ、または動物愛護団体・ボランティアとの連携
- 動物愛護団体・ボランティアとの連携・協働
 - ・地域猫対策
 - ・犬猫の譲渡事業（ホームページ掲載による譲渡や譲渡会の開催等）
 - ・収容動物の世話
- 県愛護センターでの啓発活動
 - ・動物ふれあい教室（訪問含む）
 - ・体験学習（サマースクール等も含む）

- ・研修会・講習会の開催
- 県動物愛護センターでの県政出前講座
 - ・猫の飼い方や動物愛護に関する内容
- 迷い犬等の情報及び譲渡希望情報広報
 - ・市町村ホームページとのリンク
 - ・ケーブルテレビやコミュニティラジオへの情報提供、地域新聞等への掲載
 - ・ボランティア団体ホームページへの掲載
 - ・SNS (Twitter) による周知(長野市)
 - ・動物病院へのチラシの掲示依頼 (木曾)

継続的施策2 危害・迷惑防止

- 市町村における広報または配布物（厚生労働省・環境省）等の活用
- 動物取扱責任者研修会や市町村職員への啓発
- 県愛護センターでのふれあい教室における犬との正しい接し方の啓発
- 特定動物の立入監視
- 環境省動物虐待等事案対応強化研修会（一部再掲）講師：日本獣医生命科学大学
 - ・技術的支援・スキルアップ研修（動物愛護管理担当職員対象：R5.11.15-16）
 - ・多機関連携調整会議（勉強会）（R6.1.19）
 - ・公開セミナー兼動物愛護推進員研修会「動物虐待を防ぐために動物福祉を知ろう」
(R6.1.20)

継続的施策3 普及啓発活動

- 動物愛護フェスティバル2023 イン原村（R5.9.23）参加人数 2,000人
- 学校飼養動物の適正な飼養に対する支援
- 動物ふれあい教室の実施(再掲)
- イベント周知
 - ・SNS (Twitter) による周知(県動物愛護センター)

継続的施策4 関係機関との連携

- 動物愛護推進員技術研修会（兼環境省動物虐待等事案対応強化研修会公開講座）再掲（R6.1.20）「動物虐待を防ぐために動物福祉を知ろう」講師 田中亜紀先生
- 動物愛護センターサポーター研修会
- 長野県動物愛護推進懇談会の開催（1回目：R5.6.9、2回目：R6.1.31 予定）
- 保健所等の動物愛護管理担当職員による懸案事項などを協議する担当者会議

(2) 令和6年度動物の正しい飼い方普及月間について

令和5年度 動物の正しい飼い方普及月間実施要領

1 趣 旨

近年、核家族化・少子高齢化など環境の変化に伴い、飼養動物に対する意識は、単なる愛玩の対象から家族の一員或いは人生のパートナーへと大きく変化しています。その一方で、無責任な飼い主による飼養動物の遺棄、虐待及び不適切な飼い方による近隣へ迷惑を及ぼす事案などが発生しています。これらの不適切事案の発生を未然に防ぐためには、動物の本能、習性及び生理を十分に理解し、動物を終生飼養するなど正しい飼養管理が大切です。

こうしたことから6月を「動物の正しい飼い方普及月間」と定め、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会を築くため、動物の適正飼養の普及と動物愛護の啓発を図ります。

2 主 唱

長野県

3 後 援

一般社団法人長野県獣医師会、長野県動物愛護会、長野県飼犬管理対策協議会

4 実施期間

令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで

5 目 標

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を始めとする動物の正しい飼い方を普及啓発し、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会の実現を図る。

6 実施事項

(1) 県が実施する事項

- ア 事業の企画立案並びに関係行政機関及び関係団体との連絡調整
- イ 各種広報媒体の活用による啓発活動
- ウ 動物愛護功労者の表彰

(2) 動物愛護センター（ハローアニマル）が実施する事項

- ア 動物の正しい飼い方の普及活動
- イ 動物の正しい飼い方に関する教室等の開催
- ウ 動物飼養に関する相談の受付
- エ リーフレット等の作成、配布による啓発活動
- オ 動物の正しい飼い方を推進するボランティアの育成と活用

(3) 保健福祉事務所が実施する事項

- ア 動物の正しい飼い方に関する教室等の開催
- イ 動物飼養に関する相談の受付
- ウ ペットショップ等の動物取扱業者への立入検査
- エ 特定動物飼養施設の立入検査
- オ 犬猫等の多頭飼養施設、苦情頻発施設の管理状況確認
- カ 地域猫活動の推進
- キ 各種広報媒体の活用による広報活動

(4) 一般社団法人長野県獣医師会、長野県動物愛護会及び長野県飼犬管理対策協議会が実施する事項

県、動物愛護センター（ハローアニマル）及び保健福祉事務所が実施する事業への協力

7 その他

ホームページやSNS等の活用による普及啓発を進めます。

令和6年度 動物の正しい飼い方普及月間実施要領(案)

1 趣 旨

近年、核家族化・少子高齢化など環境の変化に伴い、飼養動物に対する意識は、単なる愛玩の対象から家族の一員或いは人生のパートナーへと大きく変化しています。その一方で、無責任な飼い主による飼養動物の遺棄、虐待及び不適切な飼い方による近隣へ迷惑を及ぼす事案などが発生しています。これらの不適切事案の発生を未然に防ぐためには、動物の本能、習性及び生理を十分に理解し、動物を終生飼養するなど正しい飼養管理が大切です。

こうしたことから6月を「動物の正しい飼い方普及月間」と定め、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会を築くため、動物の適正飼養の普及と動物愛護の啓発を図ります。

2 主 唱

長野県

3 後 援

一般社団法人長野県獣医師会、長野県動物愛護会、長野県飼犬管理対策協議会

4 実施期間

令和6年6月1日（土）から6月30日（日）まで

5 目 標

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を始めとする動物の正しい飼い方を普及啓発し、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会の実現を図る。

6 R6年度重点テーマ

「災害発生、あなたとあなたのペットはどうする」

「飼い主カパワーアップ」

7 実施事項

別紙1のとおり

(3) 多頭飼育問題等に係る多機関連携について

動物の多頭飼育問題における多機関連携について

1 概要

近年、高齢化や核家族化等の社会の変化に伴い、飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える動物の不適切な多頭飼育が全国的に問題化してきていることから、令和3年3月、環境省が「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を作成した。

このガイドラインでは、多頭飼育問題の根本的原因には、人の福祉に関する問題があり、「社会福祉部局」、「動物愛護管理部局」等が官民を超えて連携して対応することが必要とされた。

*ガイドラインの作成には、(福)長野県社会福祉協議会の職員が検討会の委員として参加した。

2 現在の取組

(1) 多機関の連携

○チーム Tag (過去の多頭飼育問題に対応した機関で結成したグループ)

- ・多頭飼育問題の疑い事例等を共有し、早期発見、対策等を「社会福祉」及び「動物福祉」の観点から検討(月1回、オンライン会議)
- ・出席者
(福)長野県社会福祉協議会、県動物愛護管理部局(県食品・生活衛生課、保健所等)、市町村動物愛護管理関係部局、ボランティア団体、民間獣医師
- ・オンライン会議の参加者は増加傾向、毎回複数事例を検討

(2) 勉強会の開催

○(福)長野県社会福祉協議会が主催

- ・関係機関の職員やボランティア団体等を対象とした勉強会の開催(2か月に1回)
「社会福祉」や「動物愛護管理」等について、多頭飼育問題の事例を通して学んでいる。
- ・「多頭飼育問題を考える研究研修会(小諸市)」の開催(令和5年2月22日)
オンライン併用により、全国(厚生労働省含む)から参加者があり、多職種多機関連携の重要性を確認した。
- ・「長野県まちづくりフォーラム2023(諏訪市)」の開催(令和5年12月10日)
ボランティアと行政が「動物と人の関係を考える」をテーマにチームで取り組む共通認識を持つことが必要と確認した。

○動物愛護管理部局が主催

- ・勉強会(連携して対応した事例紹介等)の開催
関係機関に連携の必要性を啓発
- ・「人と猫の問題について考えるフォーラム(上田市)」開催予定(令和6年2月18日)

○その他

- ・動物愛護ボランティア団体が開催する勉強会への職員の派遣

3 今後の方針

○多頭飼育の問題の予防を目的とした多機関連携の推進

民生委員、地域包括支援センター等が訪問先で動物の飼育管理に関する問題を探知した場合、情報共有・連携して早期に課題解決に取り組むことが可能となる。

令和5年度長野県動物愛護管理推進懇談会開催要綱

(目的)

第1 長野県動物愛護管理推進計画に基づく施策を推進するために、動物愛護推進員及び関係団体等との情報交換及び連携を図ることを目的として、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、長野県動物愛護管理推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(検討事項)

第2 懇談会は、長野県動物愛護管理推進計画の推進に関する次の事項について意見交換を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理についての施策に関する事項
- (2) 動物愛護推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援に関する事項
- (3) 関係者機関、団体間の連絡調整に関する事項
- (4) 情報の収集及び提供に関する事項
- (5) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(構成)

第3 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は、健康福祉部食品・生活衛生課長をもって充てる。

(開催期間)

第4 懇談会の開催期間は、要綱を制定した日から、令和6年3月31日までとする。

(座長)

第5 懇談会は、座長が招集し、主催する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、懇談会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第6 構成員のうち関係団体から推薦された者が、懇談会に出席する際に発生する費用について、県は、別に定める旅費を負担するものとする。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部食品・生活衛生課及び動物愛護センターにおいて行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から適用する。

(別表)

構成員名簿

敬称略

所 属		職・氏名	
学識経験者	信州大学農学部	准教授 竹田謙一	
専門機関	(社福) 長野県社会福祉協議会	佐藤 尚治	
関係団体	(一社) 長野県獣医師会	各団体から推薦された者	
	長野県動物愛護会		
	(一社) ジャパンケネルクラブ 長野クラブ連合会		
	(公社) 日本動物福祉協会		
行政	市町村	長野市保健所	食品生活衛生課長
		松本市保健所	食品・生活衛生課長
	教育委員会	学びの改革支援課	課長
	健康福祉部	動物愛護センター	所長
		食品・生活衛生課	課長